七　法第五条第三項に規定する認定計画（以下「認定計画」という。）に係る高度通信施設整備事業を実施する者は、当該認定計画に記載された電気通信設備のうち基本指針２一イ⑷に規定するサーバー用の電子計算機及びこれと同時に設置する光ファイバケーブル等（同⑴㈨に掲げるファイアウォール装置、同⑴㈩に掲げるルーター又はスイッチ、同⑷に規定する加入者系光ファイバケーブル及びサーバー用のオペレーティングシステムをいう。）を取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）した場合には、当該電気通信設備が当該認定計画に従って取得等したものであって第一号ロ⑴から⑶までに掲げる要件（加入者系光ファイバケーブルにあっては、第一号ロ⑵に掲げる要件に限る。）の全てを満たすものであることについて、総務大臣の定めるところにより総務大臣の証明を受けることができる。

2

信頼性向上施設整備事業

一　実施計画の認定の申請

実施計画の認定を受けようとする者は、様式第七号の申請書に様式第八号の実施計画書を添えて提出するものとする。

二　認定書の交付

総務大臣は、法第四条第三項に規定する認定をしたときは、その申請をした者に認定書を交付するものとする。

三　実施計画の変更に係る認定の申請

実施計画の変更に係る認定を受けようとする者は、様式第九号の申請書に実施計画の変更理由、変更箇所が記載された書類及び様式第八号の実施計画書を添えて提出するものとする。

四　変更認定書の交付

総務大臣は、法第五条第二項において準用する法第四条第三項に規定する認定をしたときは、その申請をした者に変更認定書を交付するものとする。

五　認定書及び変更認定書の返納

第二号及び第四号の規定に基づき認定書及び変更認定書の交付を受けた者は、法第五条第三項の規定により認定計画の取消しを受けたときは、当該認定書及び当該変更認定書を総務大臣に返納しなければならない。

六　認定申請書及び変更認定申請書の記載要領

様式第八号⑶の「施設名」については、整備する施設の種類を記載すること。

3

高度有線テレビジョン放送施設整備事業

一　実施計画の認定の申請

実施計画の認定を受けようとする者は、様式第十号の申請書に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

⑴　様式第十一号の実施計画書

⑵　様式第十二号の設備仕様書

⑶　様式第十三号の系統図、伝送路図

⑷　様式第十四号の高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施スケジュール

二　認定書の交付

総務大臣は、法第四条第三項に規定する認定をしたときは、その申請をした者に認定書を交付するものとする。

三　実施計画の変更に係る認定の申請

実施計画の変更に係る認定を受けようとする者は、様式第十五号の申請書に第一号⑴から⑷までに掲げる書類を添えて提出するものとする。ただし、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

四　変更認定書の交付

総務大臣は、法第五条第二項において準用する法第四条第三項に規定する認定をしたときは、その申請をした者に変更認定書を交付するものとする。

五　認定書及び変更認定書の返納

第二号及び第四号の規定に基づき認定書及び変更認定書の交付を受けた者は、法第五条第三項の規定により認定計画の取消しを受けたときは、当該認定書及び当該変更認定書を総務大臣に返納しなければならない。

六　認定申請書及び変更認定申請書の記載要領

⑴　様式第十一号

(i)　⑴の「登録又は届出の番号及び年月日」については、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百二十六条第一項の規定に基づき一般放送の業務の登録を受けた放送事業者にあっては登録の番号及び年月日を、同法第百三十三条第一項の規定による届出をした放送事業者にあっては届出の年月日を記載すること。

(ii)　⑵の「整備施設」の欄については、「光ファイバケーブル」、「デジタル送信用光伝送装置」、「受信用光伝送装置」、「デジタル放送番組送出装置」及び「その他」の施設ごとに記載すること。

(iii)　⑶の「外部資金」の欄には、外部資金の種別「社債」、「増資」等を記載すること。

(iv)　⑷①の「高度有線テレビジョン放送施設整備事業が行われる地域に関する事項」については、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与する観点から、高度有線テレビジョン放送施設の整備が特定の地域に偏らないように配慮し、需要動向等の地域の実情を勘案しつつ、高度有線テレビジョン放送施設を整備する地域の拡大等を図る観点から、事業が行われる地域に関する考え方を記載すること。

(v)　⑷②アの「国内標準への配慮」の欄については、有線テレビジョン放送施設間の相互接続性の確保等を図る観点から記載すること。

(vi)　⑷②イの「国際標準への配慮」の欄については、国際的な標準方式、国際電気通信連合等の国際機関における検討状況等への配慮について記載すること。

(vii)　⑷②ウの「国際環境との調和の確保への配慮」の欄については、外国企業の生産した製品、開発した技術について、優れたものを積極的に採り入れ、国際経済の発展に貢献する等の観点から記載すること。

(viii)　⑷②エの「地域の振興又は整備に関する計画との調和」の欄については、地方公共団体が行う地域の情報化に係る取組等各種の地域の振興又は整備に関する計画との調和等に向けた考え方を記載すること。

(ix)　⑷②オの「その他」の欄については、道路に当該事業に係る施設の敷設を計画する場合における道路管理者との協議、道路占用の可能性に対する配慮等についての考え方を記載すること。

(2)　様式第十二号

整備施設について、その仕様を詳細に記載すること。なお、設備のパンフレット等設備の諸元を詳細に示す書類をもってこれに代えることができる。

(3)　様式第十三号

系統図（光ファイバケーブル、ヘッドエンド等）及び伝送路図（光ファイバケーブル）は、それぞれ分けて記載すること。

(4)　様式第十四号

複数年度にわたる場合は年度ごとに用紙を分けて記載すること。

(5)　様式第十五号

「省略した書類」については、省略した書類の項目番号を記載すること。